各課からのお知らせ

Tochigi City Promotion Designに関するパブリックコメント（意見募集）

市では、シティプロモーションを推進するため、目的や対象、方向性などを明らかにし、今後実施する取り組みの拠り所となる「Tochigi City Promotion Design（シティプロモーションデザイン）」の素案をとりまとめました。この素案に対する皆さんの意見等をお寄せください。

◆対象
・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所等を有する個人、法人等
・市税の納税義務者
・本市施策に利害関係を有する方

◆閲覧期間　1月23日（月）～2月21日（火）

◆閲覧場所　市政情報センター（本庁舎4階）、シティプロモーション課（本庁舎3階）、各総合支所地域づくり推進課、市ホームページ

◆提出方法　閲覧場所にある意見書書式（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。**2月21日（火）必着**

・直接提出　シティプロモーション課または各地域づくり推進課窓口（平日8時30分～17時15分）

・郵送　〒328-8686（住所不要）栃木市シティプロモーション課あて

・FAX (21)2673

・✉ city-promotion@city.tochigi.lg.jp

◆その他
提出された意見等は後日公表します。（住所・氏名等は非公表）意見に対する個別回答はしません。

◆問合先
本 シティプロモーション課 ☎(21)2317

「栃木市北部健康福祉センター（仮称）」基本設計に関するパブリックコメント（意見募集）

市では、市北部地域（都賀・西方地域）における「乳幼児から高齢者までの健康づくり」と「高齢者の生きがいづくり」の拠点となる施設を整備するため、栃木市北部健康福祉センター（仮称）の基本設計を進めています。このたび、素案を作成しましたので、皆さんの意見等をお寄せください。

◆対象
・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所等を有する法人、個人等
・市税の納税義務者
・その他本件に利害関係のある方

◆閲覧期間　1月31日（火）～3月3日（金）

◆閲覧場所　福祉総務課（本庁舎2階）、市政情報センター（本庁舎4階）、各総合支所市民生活課、市ホームページ

◆提出方法　閲覧場所にある提出用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。**3月3日（金）必着**

・直接提出　福祉総務課（本庁舎2階2A-3番、各総合支所市民生活課、市ホームページ

・郵送　〒328-8686（住所不要）栃木市福祉総務課あて

・FAX (21)2682

・✉ f-total02@city.tochigi.lg.jp

◆その他　提出された意見及び意見に対する市の考え方を後日公表します（住所氏名等は非公表）。なお、意見に対する個別回答はしません。

◆問合先
本 福祉総務課 ☎(21)2201

（仮称）栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例（案）に関するパブリックコメント（意見募集）

市では、本市経済の発展に重要な役割を担っている中小企業・小規模企業を地域全体で育て支援していくため「（仮称）栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の策定を進めています。このたび、素案を作成しましたので、皆さんの意見等をお寄せください。

◆対象
・市内在住、在勤、在学の方
・市内に事業所等を有する個人・法人等

◆閲覧期間　2月20日（月）まで

◆閲覧場所　商工振興課（本庁舎4階）、市政情報センター（本庁舎4階）、各総合支所産業振興課、市ホームページ

◆提出方法　閲覧場所にある意見書書式（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。**2月20日（月）必着**

・直接提出　商工振興課、各総合支所産業振興課（平日8時30分～17時15分）

・郵送　〒328-8686（住所不要）栃木市商工振興課あて

・FAX (21)2683

・✉ syoukou@city.tochigi.lg.jp

◆その他
提出された意見等は後日公表します。（住所・氏名等は非公表）意見に対する個別回答はしません。

◆問合先
本 商工振興課 ☎(21)2372

高齢運転者の運転免許制度が変わります

改正道路交通法の施行により、3月12日から、75歳以上の認知機能のチェックが厳しくなります。

◆主な変更点

○臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設
75歳以上の運転手が、認知機能が低下したときに起こしやすい「信号無視」「通行区分違反」「一時不停止」などの18の違反行為をした場合、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。検査の結果、認知機能が低下している恐れがあると判断された場合「臨時高齢者講習」の受講が必須となります。

○「臨時適性検査制度」の見直し
免許証更新時の「認知機能検査」や「臨時認知機能検査」で認知症の恐れがあると判断された場合、「臨時適性検査」を受けるか医師の診断書の提出をしなければなりません。診断の結果、**認知症と判断された場合は、運転免許の取り消し等の対象**になります。

◎車の運転に不安のある方へ
市では、免許証の自主返納を支援しています。

◆対象
市内に住所を有し、運転免許のすべてを自主的に返納した方（年齢制限なし）

◆支援内容
市の「『蔵タク』回数券（11枚綴）3冊」または「『ふれあいバス』回数券（11枚綴）9冊」を差し上げます。

◆申請に必要なもの
・運転免許証返納時に警察署で交付される「申請による運転免許の取消通知書」
・印鑑
・身体障害者手帳など（手帳をお持ちの方）

◆申請期限
「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年間

◆申請窓口
交通防犯課（本庁舎2階2C-5窓口）
各総合支所市民生活課

◆問合先
◎運転免許証自主返納支援制度に関すること
本 交通防犯課 ☎(21)2153
◎運転免許証の返納手続きに関すること
栃木警察署 ☎(25)0110

学童保育春休み利用申込受付

保護者の就労等により、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、春休み期間中のみの学童保育利用申し込みを受け付けます。現在学童保育を利用している方は、改めて申し込む必要はありません。

◆対象　栃木中央小、栃木三小、栃木四小、栃木五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、大平、藤岡、都賀、岩舟地域内各小学校通学区域内学童保育

◆定員　定員に達した場合、他学区の学童保育への案内となります。

◆申込　申込用紙は本庁、各総合支所に設置（市ホームページからダウンロード可）2月6日（月）～2月16日（木）に本子育て支援課、各総合支所市民生活課に提出

◆問合先
本 子育て支援課 ☎(21)2223

学校教育課からのお知らせ

◎新入学児の保護者の皆さんへ

今春、小学校に入学するお子さんのいる家庭にハガキで入学通知書を送付します。保護者の方は、必要事項を記入し、入学式当日に各小学校へ提出してください。

◎ご相談ください　指定校変更の手続き

市内公立小・中学校への就学は、住所地により指定された学校（指定校）に就学することになっていますが、相当な理由がある場合には、指定校以外の学校への就学が認められることがあります。就学校の変更を希望する場合は、学校教育課へ相談ください。本人・保護者の要望を伺い、指定校および変更希望校と協議して、指定校変更が可能かどうかを判断します。

【手続きはお早めに】
平成29年度小・中学校入学するお子さんの指定校変更については、できるだけ早めに相談ください。また、在学中でも、転居や不登校等やむを得ない理由がある場合は、いつでも相談ください。なお、変更の手続きには、申請書と変更事由に応じた書類の提出が必要となります。

◆問合先
本 学校教育課 ☎(21)2473

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」にご協力ください

市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定のため、左記の方を対象に調査を実施します。2月に調査票を送付しますので、お手元に届いた場合には、協力をお願いします。

◆対象　市内在住で、平成28年11月1日時点で65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない方の中から、3千人を無作為抽出

◆問合先
本 高齢福祉課 ☎(21)2243

ご注意ください！スプレー缶、カセットボンベの出し方

ごみ収集作業中、**スプレー缶・カセットボンベなどの可燃性ガスが原因とみられるごみ収集車両の火災が全国で頻発しています。スプレー缶やカセットボンベを中身が残ったままゴミに出すと、ごみ収集車やごみ処理施設での引火や破損事故の原因となり、大変危険です。**

火災事故が住宅地で発生した場合、隣接する家屋や通行人・収集作業員の人命などに重大な被害を及ぼす恐れがあります。また、不燃ごみとして処理施設に搬入されてしまうと、破砕処理によって爆発して施設の機械類が損傷し、多額の復旧費用がかかると共に、復旧まで不燃ごみ処理業務が長期間停止してしまいます。

スプレー缶・カセットボンベは次のように安全に処理し、もやさないゴミとして出してください。

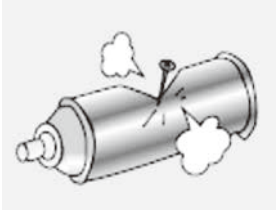

①中身を使い切り、穴を2か所以上開ける

②マジックなどで、開けた穴のまわりを丸で囲む

③スプレー缶だけを、他のごみと混ぜないで、透明か半透明の袋に入れる

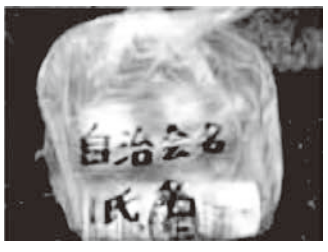

◆問合先
とちぎクリーンプラザ ☎(31)2446

3月1日（水）～7日（火）は春季全国火災予防運動「消しましょう　その火その時　その場所で」

火災が発生しやすい季節となりました。高齢者が火災に巻き込まれ、死亡する事例が多くなっています。火の後始末に十分気を付け、火災予防に取り組みましょう。

◆問合先
市消防本部予防課 ☎(22)0072